

山梨県公報

号外第六号

平成二十四年

二月十七日

金 曜 日

目 次

公 告

平成二十三年度林業用種苗生産事業者講習会の開催.....一

公 告

●平成二十三年度林業用種苗生産事業者講習会の開催
林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、平成二十三年度林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成二十四年二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開催日時

平成二十四年三月九日(金) 午前九時三十分から午後五時まで

二 講習場所

甲府市丸の内一丁目九番十一号 県民会館四階四〇三会議室

三 受講対象者

山梨県内に住居を有し、林業用種苗生産事業を行おうとする者

四 受講手続

1 提出書類

受講申込書(山梨県森林整備課及び各林務環境事務所に備えてある所定の用紙によること。)

2 受講手数料

一万四千元(受講申込書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印をしないこと。)

3 受講申込書提出先

住所地为所轄する林務環境事務所森づくり推進課

4 受講申込書受付期間及び提出方法

住所地为所轄する林務環境事務所森づくり推進課

五 講習内容

1 種苗に関する法令 二時間

2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

六 その他

1 講習会の課程を修了した者には、修了証明書を交付する。

2 受講手続等に関し不明の点は、山梨県森林整備部森林整備課(電話〇五五 一三二

三 一六四四)又は各林務環境事務所森づくり推進課に問い合わせること。

この公告の日から平成二十四年三月二日(金)までの山梨県の休日を含める(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに四の三の受講申込先に持参すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番